

## 会館・サロンのご案内

魚崎財産区では、地域の皆様方の集いやレクリエーション・サークル活動等にご利用いただけるよう、3つの会館と1つのサロンを所有しております。

各会館とも、集会室・会議室・和室・調理室(横屋会館・魚崎会館)など、多目的にご利用いただけます。皆様お誘い合わせのうえ、ご利用ください。お問い合わせやお申し込みは、直接、ご利用になる会館にお電話または窓口をお願いいたします。(開館日の午前9時～午後5時)

### ① 横屋会館

☎078-431-8300 (午前9:00～午後5:00)

住所 東灘区魚崎北町2丁目7番1号  
休館日 12月28日～1月3日

●使用料金表 (単位:円)

階	施設名	定員(人)	午前		午後		夜間		終日	
			午前9時～正午	午後1時～午後4時30分	午後5時～午後9時	午前9時～午後9時	午前9時～午後9時	午前9時～午後9時		
1階	集会室	50	2,000	3,000	4,000	8,000				
	和室	10	1,000	1,500	2,000	4,000				
2階	和室(大)	改装工事中ですのでご利用できません。								
	和室(小)	改装工事中ですのでご利用できません。								
3階	調理室	25	1,500	2,300	3,000	6,000				
	会議室(大)	65	2,000	3,000	4,000	8,000				
	会議室(小)	8	1,300	2,000	2,600	5,200				

### ② 魚崎会館

☎078-411-7019 (午前9:00～午後5:00)

住所 東灘区魚崎南町3丁目6番7号  
休館日 第1・3日曜日、12月28日～1月3日

●使用料金表 (単位:円)

階	施設名	定員(人)	午前		午後		夜間		終日	
			午前9時～正午	午後1時～午後4時30分	午後5時～午後9時	午前9時～午後9時	午前9時～午後9時	午前9時～午後9時		
1階	集会室(全室)	100	3,700	5,600	7,400	14,800				
	集会室(大)	60	2,200	3,300	4,400	8,800				
	集会室(小)	40	1,500	2,300	3,000	6,000				
	和室(大)	12	1,000	1,500	2,000	4,000				
	和室(小)	7	800	1,200	1,600	3,200				
2階	会議室	30	1,000	1,500	2,000	4,000				
	応接室	18	1,300	2,000	2,600	5,200				
	和室(大)	32	2,200	3,300	4,400	8,800				
	和室(小)	25	1,900	2,900	3,800	7,600				
	調理室	15	2,200	3,300	4,400	8,800				

※各会館の使用料について、区域外住民はこの表の2倍、営利目的は3倍となります。  
その他、葬式などは、お問い合わせください。  
※上記休館日のほか、管理者が特に必要があると認める日に使用制限を行うことがあります。

### ③ 魚崎西町会館

☎078-842-1835 (午前9:00～午後5:00)

住所 東灘区魚崎西町4丁目3番21号  
休館日 第1・3火曜日、12月28日～1月3日

●使用料金表 (単位:円)

階	施設名	定員(人)	午前		午後		夜間		終日	
			午前9時～正午	午後1時～午後4時30分	午後5時～午後9時	午前9時～午後9時	午前9時～午後9時	午前9時～午後9時		
1階	集会室(全室)	90	3,500	5,300	7,000	14,000				
	集会室(大)	60	2,300	3,500	4,600	9,200				
	集会室(小)	30	1,200	1,800	2,400	4,800				
2階	会議室	20	700	1,100	1,400	2,800				
	和室(東)	12	900	1,400	1,800	3,600				
	和室(西)	12	900	1,400	1,800	3,600				

### ④ 魚崎わかばサロン

☎078-453-9109 (午前9:00～午後5:00)

住所 東灘区魚崎中町4丁目10番54号  
休館日 毎週水曜日(祝日と重なる場合は翌日)、12月28日～1月4日

施設の使用は無料。(囲碁・将棋コーナー、給湯コーナーなど)  
ただし、附属施設は有料です。(陶芸室・作業室)



# 魚崎財産区 だより

平成25年2月(第76号)

発行 魚崎財産区  
東灘区住吉東町5丁目2番1号  
東灘区役所まちづくり推進部総務課  
☎ 078-811-6065(直通)  
FAX 078-841-5553

## 魚崎財産区からのお知らせ

横屋会館(魚崎北町2丁目7番1号)の2階和室にて、平成25年3月初旬まで改装工事を行います。改装後は、会議だけでなく、バレエ、ヨガなど様々な用途にご利用頂ける多目的室になります。



改装前



改装後(イメージ)



## 魚崎財産区について

神戸市魚崎財産区は、昭和25年4月1日に神戸市と旧武庫郡魚崎町が合併したときに、町有財産の一部を神戸市に引き継がずに独自に維持管理するために設置された「特別地方公共団体」です。

この財産区の区域は、合併の際の旧武庫郡魚崎町に限定されており、所有する財産や施設の管理及び処分を議決するための機関として、魚崎財産区議会を設置しています。

なお、財産区の収入(貸地や共有山の貸地料、基金から発生する利子収入、会館の使用料等)は、魚崎財産区の皆様の福祉増進を図るために、会館・サロンの管理運営や尚歯会、地域の団体への助成等に有意義に使われています。

### 魚崎財産区(旧武庫郡魚崎町)の区域は次の範囲です

魚崎北町1丁目～8丁目	魚崎南町2丁目2番～20番	甲南町3丁目3番2号～11号	甲南町4丁目8番～12番
魚崎中町1丁目～4丁目	魚崎南町3丁目3番～22番	甲南町3丁目4番	住吉南町2丁目12番20号～25号
魚崎西町1丁目2番～9番	魚崎南町4丁目2番～16番	甲南町3丁目5番1号～12号	
魚崎西町2丁目～4丁目	魚崎南町5丁目2番～14番	甲南町3丁目5番22号～24号	
魚崎南町1丁目2番～7番	魚崎南町6丁目～8丁目	甲南町4丁目1番～5番	